

令和
6
年度

高槻市 3世代ファミリー定住支援

住宅取得補助金

募集のご案内

市外在住の子育て世帯と市内在住の親世帯が同居・近居するため持家を取得する場合に、費用の一部を補助します。

申請
期間

令和6年 先着順
6/3 (月)

～令和7年 3/17 (月)

※ 申請期間内に予算額に達した場合、受付を早期に終了することがあります。

※ 申請書と必要書類は申請期間内必着。

補助
金額

一戸あたり
20万円

を上限
として補助します



【対象者要件】 【住宅要件】をご確認の上、右の申請時提出書類をご準備ください。

対象者要件

- 子育て世帯の世帯主またはその配偶者のいずれかが転入する前に1年以上継続して市外に居住・住民登録していたこと
- 上記の方が令和6年1月22日以降に市外から転入していること(令和6年1月22日より前に市外から転入した場合でも、住宅の取得契約後に市外から転入し、令和6年1月22日以降に補助対象の住宅に居住している場合は対象となります。)
- 子育て世帯に中学生以下の子ども(出産予定を含む)が含まれること
- 同居・近居する親のいずれか(祖父母も可)が1年以上継続して市内に居住・住民登録していること(近居:市内に親世帯・子育て世帯とも居住すること)
- 補助対象の住宅に子育て世帯の全員が居住・住民登録していること(世帯主またはその配偶者のいずれかが療養・単身赴任により市外に居住している場合も可)
- 3世代世帯の全員が市税を滞納していないこと

住宅要件

- 3世代世帯の構成員のいずれかが令和3年4月1日以降に契約し、市内に所有する住宅であること(令和3年4月1日以降に工事請負または売買契約(当初契約)を行い、その方の名義で所有権保存登記または所有権移転登記されていることが必要)
- 新築または売買により取得した住宅であること(相続、贈与など対価を伴わない事由により取得したものは対象外です。)
- 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること
※ 新築住宅でも中古住宅でも対象です。
また、一戸建てでもマンションでも対象となります。
※ 過去に3世代ファミリー定住支援補助金を交付された方の申請、「リフォーム補助金」と重複しての申請はできません。
※ 補助金の交付決定から3年内に補助対象の住宅から転居された場合、補助金を返還していただくことがあります。

申請方法

- 申請期間内に、申請書に必要書類を添えて、住宅課へ提出してください(郵送可)。
※ 申請書と必要書類は申請期間内必着。
- 申請書は、5月15日(水)から住宅課(市役所本館5階)、行政資料コーナー(市役所本館1階)、各支所、市立公民館、コミュニティセンター、図書館で配布するほか、市のホームページにも掲載しています。
- 同一の住宅について複数申請された場合は、全ての申請を無効とします。
- 申請日時点で要件の全てを満たしている必要があります。
- 下記の提出書類が揃っていない場合は受付ができませんので、ご注意ください(記入もれにご注意ください。)
※ 別紙の注意事項を必ずご確認ください。

申請時提出書類(住宅取得補助金)

- 高槻市3世代ファミリー定住支援補助金交付申請書
- 子育て世帯の世帯主またはその配偶者と市内居住の親の関係がわかる書類(戸籍全部事項証明書・謄本の原本またはコピー等^{*1})
- 子育て世帯の世帯主またはその配偶者が1年以上継続して市外に居住していたことがわかる書類(「戸籍の附票の写し」^{*2}または「住民票除票の写し」^{*3}の原本またはコピー等)
- 【対象者要件】③の「子ども」が一人で出産予定である場合のみ、母子健康手帳のコピーまたは出産予定であることがわかる書類(母子健康手帳の父母の氏名が記入された面と「妊娠中の経過」欄に診察の記入・押印等がある面等)
- 建物登記簿の全部事項証明書等^{*4}の原本またはコピー(所有権保存登記または所有権移転登記が完了しているもの)
- 住宅の建物部分の売買契約書のコピーまたは工事請負契約書のコピー(当初契約・変更契約全て)(住宅の所在地、契約金額、契約日、契約当事者の氏名・押印がある面)
- 3世代ファミリー定住支援補助金アンケート
- 84円分の切手(申請日時点で郵便料金値上がりの場合、110円分)

各種証明書の取得については、下記の問合せ先でご確認ください。
いずれも申請日から6ヶ月以内に発行されたものが必要です
※1: 高槻市役所市民課(072-674-7061)
※2: 本籍地のある市町村等の戸籍担当窓口
※3: 転入前の住所の市町村等の住民票担当窓口
※4: 法務局(※住宅の購入時等に既に取得している場合があります。)

手続きの流れ(住宅取得・リフォーム共通)

① 申請



◇申請期間: 令和6年6月3日(月)～令和7年3月17日(月)

- 補助金の交付申請書と必要書類を住宅課に提出してください(郵送可)。
- 申請の受付は原則として先着順です。ただし、書類の不備等、状況により、順番が前後する可能性があります。
- 申請期間内に予算額に達した場合、受付を早期に終了することができます。

② 審査



◇書類審査等により要件に適合しているか審査を行います。

- リフォーム補助金は現地調査をします。
- 状況により追加資料の提出を求める場合や実態調査を実施する場合があります。
- 補助要件を満たしていない場合は、補助金を交付できません。

③ 交付決定



◇審査完了後、交付決定の通知を送付します。

④ 請求



◇交付決定通知書送付時に請求書を同封しますので、記入・押印の上、提出してください(郵送可)。

⑤ 振込



◇請求書を受付後、順次口座振込みにより補助金を交付します。

- 不正があった場合は、既に補助金を交付された場合であっても、その補助金を返還していただきます。
- 交付決定後、3年内に補助対象の住宅から転居された場合、補助金を返還していただくことがあります。

問い合わせ先 都市創造部 住宅課(市役所本館5階) 電話: 072-674-7525

Information!

池田泉州銀行または住宅金融支援機構が下記の制度を実施し、金利を引き下げます。詳しくは下記までお問い合わせください。
池田泉州銀行「親元近居住宅ローン」 高槻支店(072-672-6500)または富田支店(072-696-3933)
住宅金融支援機構「【フラット35】地域連携型(子育て支援)」(0120-0860-35)



令和
6
年度

高槻市 3世代ファミリー定住支援

リフォーム補助金

募集のご案内

市外在住の子育て世帯と市内在住の親世帯が新たに同居するため持家のリフォームをする場合に、費用の一部を補助します。

申請期間

令和6年 先着順
6/3(月)

～令和7年3/17(月)



補助金額

一戸あたり

20万円



を上限

として補助します

(工事費の3分の1に相当する額で、20万円を超える場合は20万円まで)

※ 申請期間内に予算額に達した場合、受付を早期に終了することがあります。

※ 申請書と必要書類は申請期間内必着。

【対象者要件】 【住宅要件】 【工事要件】 をご確認の上、**申請時提出書類**を準備ください。

対象者要件

- 1 子育て世帯の世帯主またはその配偶者が転入する前に1年以上継続して市外に居住・住民登録していたこと
- 2 上記の方が令和6年1月22日以降に市外から転入していること(令和6年1月22日より前に市外から転入した場合でも、工事契約後に市外から転入し、令和6年1月22日以降に補助対象の住宅に居住している場合は対象となります。)
- 3 子育て世帯に中学生以下の子ども(出産予定を含む)が含まれること
- 4 同居する親のいずれか(祖父母も可)が1年以上継続して市内に居住・住民登録していること
- 5 補助対象の住宅に3世代世帯の全員で新たに同居し、住民登録していること(子育て世帯の世帯主またはその配偶者のいずれかが療養・単身赴任により市外に居住している場合も可)
- 6 3世代世帯の全員が市税を滞納していないこと

住宅要件

- 1 3世代世帯の構成員のいずれかが市内に所有する住宅であること(その方の名義で所有権保存登記または所有権移転登記されていることが必要)
 - 2 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること
- ※一戸建てでもマンションでも対象となります。
- ※ 過去に3世代ファミリー定住支援補助金を交付された方の申請、「住宅取得補助金」と重複しての申請はできません。
- ※ 補助金の交付決定から3年以内に補助対象の住宅から転居された場合、補助金を返還していただくことがあります。



工事要件

- ◆ 3世代世帯の構成員のいずれかが契約した工事であること。
- ◆ 工事の当初契約日が令和5年4月1日以降であること。
- ◆ 市内の事業者(市内の支店・営業所も可)による工事であること。
- ◆ 対象工事を行った部分の施工前および施工後の状態が確認できる写真があること。
- ◆ 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。
- ◆ 対象工事に要する費用の合計額(消費税等相当額を含む。)が10万円以上の工事であること。

施工前にも必ず写真を撮影してください。

対象となる工事の例

3世代世帯が同居するために必要な住宅本体の工事が主な対象となります。

- ・居住部分の増築・改築など
- ・外装工事(屋根、雨樋、柱、外壁の修繕・塗装など)
- ・内装工事(床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替えなど)
- ・建具工事(雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替えなど)
- ・電気・ガス等の各種設備工事
- ・給排水工事(トイレ・風呂・キッチン等の水周り改修など)

※審査時に現地調査を行います。

対象とならない工事の例

住宅本体以外の工事などは対象外となります。

- ・敷地造成、門、塀その他の外構工事
- ・物置、車庫等の設置など
- ・家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置など
- そのほか、国、大阪府、高槻市から、住宅改修に関するほかの補助等の対象となった工事も対象外となります。

申請方法

- ◆ 申請期間内に、申請書に必要書類を添えて、住宅課へ提出してください(郵送可)。

※ 申請書と必要書類は申請期間内必着。

- ◆ 申請書は、5月15日(水)から住宅課(市役所本館5階)、行政資料コーナー(市役所本館1階)、各支所、市立公民館、コミュニティセンター、図書館で配布するほか、市のホームページにも掲載しています。

- ◆ 同一の住宅について複数申請された場合は、全ての申請を無効とします。

- ◆ 申請日時点で要件の全てを満たしている必要があります。

- ◆ 下記の提出書類が揃っていない場合は受付ができませんので、ご注意ください(記入もれにご注意ください。)。

※ 別紙の注意事項を必ずご確認ください。

申請時提出書類(リフォーム補助金)

- ① 高槻市3世代ファミリー定住支援補助金交付申請書
- ② 子育て世帯の世帯主またはその配偶者と市内居住の親の関係がわかる書類(戸籍全部事項証明書・謄本の原本またはコピー等^{*1})
- ③ 子育て世帯の世帯主またはその配偶者が1年以上継続して市外に居住していたことがわかる書類(「戸籍の附票の写し」^{*2}または「住民票除票の写し」^{*3}の原本またはコピー等)
- ④ 【対象者要件】③の「子ども」が一人で出産予定である場合のみ、母子健康手帳のコピーまたは出産予定であることがわかる書類(母子健康手帳の父母の氏名が記入された面と「妊娠中の経過」欄に診察の記入・押印等がある面等)
- ⑤ 建物登記簿の全部事項証明書等^{*4}の原本又はコピー(所有権保存登記または所有権移転登記が完了しているもの)
- ⑥ リフォーム工事の契約書等のコピー(当初契約・変更契約全て)と領収書等のコピー
- ⑦ 対象工事を行った部分の施工前および施工後の状態が確認できる写真
- ⑧ 補助対象費用の詳細が確認できる見積書等のコピー
- ⑨ 3世代ファミリー定住支援補助金アンケート
- ⑩ 84円分の切手(申請日時点で郵便料金値上がりの場合、110円分)

各種証明書の取得については、下記の問合せ先でご確認ください。
いずれも申請日から6ヶ月以内に発行されたものが必要です

*1: 高槻市役所市民課 (072-674-7061)

*2: 本籍地のある市町村等の戸籍担当窓口

*3: 転入前の住所の市町村等の住民票担当窓口

*4: 法務局(※住宅の購入時等に既に取得している場合があります。)

手続きの流れ、問い合わせ先は裏面をご確認ください。